

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

40期(1986/昭和61年)

一度は体験したい修習生活



会員 高須 順一 (40期)

40期司法修習生は、昭和63年3月に修習を修了しました。したがって、昭和最後の弁護士登録世代となります。昭和の終わりに司法修習を終え弁護士となり、平成の30年間を弁護士として生き、令和の時代を迎えたこととなります。

修習時代は、なんといってもバブル景気が真っ只中の時代でした。世の中全体がバブルに湧き、若者にも寛容な時代でした。さらに、修習期間が2年間であり、何をするにも余裕がありました。修習1年目の最初の4ヶ月が前期修習、その後の16ヶ月が実務修習、そして修習2年目の最後の4ヶ月が後期修習でした。前期・後期の各修習は文京区湯島の司法研修所での修習でした。午前中に授業が一つ、午後も授業が一つで3時10分には研修所を退出することができました。もちろん、即日起案当日は頭をフル回転しなければならないとか、後期修習は2回試験のプレッシャーが半端ないなどの個別要因はありましたが、まあそうは言っても全体としてゆったりしていました。

私たちはこの恵まれた生活をさらに享受しようとして、午後の授業が大講堂で行われるようなときには、これをパスして一足先に家に帰る方法を真摯に検討しました。この努力は研修所事務局の用意周到な対応によって阻まれましたが、私たちはこの努力と挫折を通じて、コンプライアンスの重要性を理解しました。また、私たちは3時10分に帰れることの利益を満喫するために、少しでも早く酒を飲む術を模索しました。幸い湯島界隈には気の利いた飲み屋が数多くあり、起案等のない日には3時30分には開店するなどのサービスに努めてくれました。もちろん、そのために私たちのスケ

ジュールを正確に伝えたことは言うまでもありません。こうして相互扶助の精神を学ぶことができました。

研修所での生活は十分に楽しいものでしたが、実務修習での16ヶ月は、より大きな充実感を味わうことができました。私は茨城県の水戸で修習を行いました。検察修習では共同生活の一体感を存分に味わうことができました。その後の刑事裁判及び民事裁判修習では、裁判官との触れ合い、そして、目の当たりにした現実の法廷での事件の有り様を通じて、法を適用することの現実とその必要性を学ぶことができました。法律家は単なるロマンチストでは務まらない仕事であることを実感しました。さらには、裁判所という役所での生活を通じて、大人になるということを学んだ気がします。最後は弁護修習でした。よく弁護修習で酒の飲み方を教わったといいますが、それ以上のものを教わったと私は思っています。

弁護士として一生を全うすることを決心したのがこの実務修習においてです。そして、この決心は、弁護士登録35年を迎えた現在も些かも揺らいでいません。平成16年以来、法科大学院の専任教員を務め、その法科大学院の法務研究科長（法科大学院長）職も5年目に入りましたが、どれだけ法科大学院の生活が多忙であろうと、そして、立法作業に関与することや著述作業が多くなっていようとも、自分が弁護士であるということは決して失うことのない私自身のアイデンティティだと思っています。

弁護士として生きることの原点が、楽しかった修習時代にありました。そのことが今も懐かしく思い出されます。